

インドネシアによる日本産食品の輸入規制の緩和について
～東日本大震災関連～

東京電力福島第一原子力発電所事故の後、インドネシア向けに輸出される日本産食品（水産物等を除く）に放射性物質の検査が求められていましたが、インドネシア政府から、1月27日付で7県産（宮城、山形、茨城、栃木、新潟、山梨、長野）以外の加工食品に対する放射性物質検査報告書要求を解除した旨通知がありましたのでお知らせいたします。

なお、47都道府県産の牛乳・乳製品、食肉及びその製品、穀物、生鮮果実、生鮮野菜に対する放射性物質検査報告書の添付義務には変更ありません。

上記規制の緩和を含む諸外国・地域の規制内容は、以下のとおり農林水産省のホームページに掲載しています。

https://www.maff.go.jp/j/export/e_info/pdf/kisei_all_200218.pdf

「諸外国・地域の規制措置（令和2年2月18日現在）」

（参考1）緩和前のインドネシアによる日本産食品の輸入規制の概要

品目	地域	規制内容
牛乳・乳製品、食肉及びその製品、穀物、生鮮果実、生鮮野菜、加工食品	47都道府県	指定検査機関作成の放射性物質検査報告書を要求



緩和後のインドネシアによる日本産食品の輸入規制の概要

品目	地域	規制内容
加工食品	7県（宮城、山形、茨城、栃木、新潟、山梨、長野）	指定検査機関作成の放射性物質検査報告書を要求
牛乳・乳製品、食肉及びその製品、穀物、生鮮果実、生鮮野菜	47都道府県	

（参考2）2018年のインドネシア向け食品・農林水産物の輸出額

67億円（配合調製飼料、播種用の種等、カツオ・マグロ類、サバ等）、世界第18位

出典：財務省貿易統計

※ なお、インドネシア国内での通常検査は、上記の7県産以外の加工食品にも適用されます。

お問合せ先
食料産業局 輸出促進課
担当者：森井、白勢
代表：03-3502-8111（内線4309）
ダイヤルイン：03-6744-2061
FAX：03-6738-6475